

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第14号

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年倉吉市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年倉吉市条例第23号）附則の規則で定める日は、 <u>令和5年5月7日</u> とする。	倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年倉吉市条例第23号）附則の規則で定める日は、 <u>令和5年3月31日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。